

# 合併処理浄化槽設置整備事業補助金のご案内

常滑市では、生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置費や撤去費、宅内配管工事費の一部を補助しています。

## 1 補助金の対象区域

市内全域としますが、次の区域は除外します。

- ・ 公共下水道事業計画区域
- ・ 農業集落排水事業区域

また、次の区域は新設の対象区域から除外します。

- ・ 市街化調整区域

※ 対象区域の詳細は、生活環境課又は下水道課でご確認ください。

## 2 補助金の対象事業

《新設》…専用住宅の新築等に伴い、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水のいずれかを使用していた人が、合併処理浄化槽を設置する場合

《転換》…専用住宅で、現在使用又は使用休止している汲取り便槽又は単独処理浄化槽を廃止して合併処理浄化槽へ切替える場合

撤去費…同一敷地内への合併処理浄化槽の設置に伴い、汲取り便槽又は単独処理浄化槽を撤去する場合

宅内配管工事費…建築確認を要しない改修で合併処理浄化槽の設置に伴い、流入・流出管の配管工事をする場合

※ 専用住宅とは、主に居住用の建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいいます。

ただし、以下に該当する方は対象にはなりません。

- ・ 浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- ・ 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ・ 販売、賃貸その他営利目的で合併処理浄化槽を設置する者
- ・ 市税の滞納がある者

## 3 補助金の対象浄化槽及び補助金額

環境配慮型合併処理浄化槽で、その人槽区分によって以下の額を上限とし、また設置費、撤去費及び宅内配管工事費が上限を下回る場合は、その額（千円未満は切捨て）とします。

対象事業	区分	新設	転換
設置費	5人槽	199,000円	332,000円
	6～7人槽	248,000円	414,000円
	8～10人槽	329,000円	548,000円
撤去費	単独処理浄化槽	—	120,000円
	汲取り便槽	—	90,000円
宅内配管工事費	—	—	300,000円

#### 4 補助金申請から交付までの流れ

##### 補助対象区域、要件の確認

- ・ 申請を行った年度の2月末日（閉庁日の場合はその前の平日）までに実績報告書が提出できる工事が対象です。

##### 補助金交付申請書の提出

※ 補助対象工事着手後の申請は受け付けられません。

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、生活環境課へ提出してください。

##### 補助金交付決定通知

##### 浄化槽設置工事の実施

- ※ 浄化槽設置工事の現場確認をしますので、必ず事前に工事着工日をご連絡ください。

##### 実績報告書の提出

- ・ 事業完了後1か月以内又は当該年度の2月末日（閉庁日の場合はその前の平日）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付し提出してください。
- ・ 期日までに実績報告書が提出できない場合は補助金を交付できません。
- ※ 実績報告書の提出後、現場確認をします。

##### 補助金交付確定通知

##### 補助金交付請求書の提出

- ・ 補助金交付請求書（様式第8号）提出後、補助金が指定口座に振込まれます。
- ※ 請求書提出後、支払いまでに約1か月かかります。

#### 5 その他

- (1) 設置後の浄化槽を適正に管理しない等、誓約書の内容に違反する場合は、補助金の返還になる場合があります。
- (2) 補助対象工事後の申請は受け付けられません
- (3) その他にも補助金の交付には条件がありますので、事前にご相談ください。

##### 【問合せ・申請先】

常滑市生活環境課

T E L (0569) 47-6115 (直通)

F A X (0569) 35-3939

E-mail seikatsu@city.tokoname.lg.jp